新旧対照表（千葉市における特定事業所集中減算の「正当な理由」の判断基準についての一部改正）

改　正　前	改　正　後
千葉市における特定事業所集中減算の「正当な理由」の判断基準について 平成２４年８月２３日制定 平成２７年９月　１日改正 千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険課 特定事業所集中減算の適用対象外となる「正当な理由」については、厚生省老人保健福祉局企画課長通知（平成１２年３月１日老企第３６号）※第３の１０において例示されているところであるが、実際の判断に当たっては地域的な事情等を含め、総合的に勘案して判断する必要があることから、次のとおり「正当な理由」の判断基準を定めるものとする。 １　「正当な理由」の判断基準 次のいずれかに該当し、かつ、特定事業所集中減算算定表及び「正当な理由」に該当することが確認できる書類を指定の期日までに市長に提出した場合、減算を適用しないものとする。 （１）　居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域（以下「実施地域」という。）に訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。）、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護（利用期間を定めて行うものに限る。）、認知症対応型共同生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。）又は看護小規模多機能型居宅介護（利用期間を定めて行うものに限る。）（以下「訪問介護サービス等」という。）が各サービスごとでみた場合に５事業所未満である場合 （２）　判定期間の１月当たりの平均居宅サービス計画件数が２０件以下である場合 （３）判定期間の１月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が１月当たり平均１０件以下であ	千葉市における特定事業所集中減算の「正当な理由」の判断基準について 平成２４年８月２３日制定 平成２９年５月　１日改正 千葉市保健福祉局高齢障害部介護保険事業課 特定事業所集中減算の適用対象外となる「正当な理由」については、厚生省老人保健福祉局企画課長通知（平成１２年３月１日老企第３６号）※第３の１０において例示されているところであるが、実際の判断に当たっては地域的な事情等を含め、総合的に勘案して判断する必要があることから、次のとおり「正当な理由」の判断基準を定めるものとする。 １　「正当な理由」の判断基準 次のいずれかに該当し、かつ、特定事業所集中減算算定表及び「正当な理由」に該当することが確認できる書類を指定の期日までに市長に提出した場合、減算を適用しないものとする。 （１）　居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域（以下「実施地域」という。）に訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。）、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護（利用期間を定めて行うものに限る。）、認知症対応型共同生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。）又は看護小規模多機能型居宅介護（利用期間を定めて行うものに限る。）（以下「訪問介護サービス等」という。）が各サービスごとでみた場合に５事業所未満である場合 （２）　判定期間の１月当たりの平均居宅サービス計画件数が２０件以下である場合 （３）判定期間の１月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が１月当たり平均１０件以下であ

る場合 （４）サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合で次のいずれかに該当しているとき。 ア　略 イ　当該事業について、紹介率最高法人が福祉サービス第三者評価を受けている場合（当該評価確定日が特定事業所集中減算の提出期限前３年度分までのものに限る。）であって、その評価結果について、標準項目のうち実施が確認できた項目の割合（小数点以下２位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）が９０％以上であるとき。 ウ　通所介護の事業又は通所リハビリテーションの事業と介護予防通所介護の事業又は介護予防通所リハビリテーションの事業を同一の事業所において一体的に運営している事業所であって、当該事業所が事業所評価加算を算定しているとき。 （５）居宅サービス計画（以下「プラン」という。）作成時点で、次のア又はイに該当するプランを除いて再計算した結果、紹介率最高法人の割合が８０％以下になる場合又は各サービスの１月当たりの平均居宅サービス計画件数が１０件以下である場合 ア　次のサービスについて、それぞれ定める基準のいずれかに該当するプラン （ア）訪問介護 a　通院等乗降介助を行っている事業所が実施地域に５事業所未満である場合において、これらの事業所を位置付けているプラン（通院等乗降介助が必要な者を対象としたものに限る。） b　早朝若しくは夜間又は休日に営業している事業所が実施地域に５事業所未満である場合において、これらの事業所を位置付けているプラン（早朝若しくは夜間又は休日におけるサービスが必要な者を対象としたものに限る。） c　特定事業所加算Ⅰ、Ⅱ若しくはⅢを取得又は取得できる体制にある事業所が実施地域に５事業所未満である場合において、これらの事業所を位置付けているプラン（認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ以上又は要介護４若しくは要介護５である者を対象としたものに限る。） （イ）訪問看護	る場合 （４）サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合で次のいずれかに該当しているとき。 ア　略 イ　当該事業について、紹介率最高法人が福祉サービス第三者評価を受けている場合（当該評価確定日が特定事業所集中減算の提出期限前３年度分までのものに限る。）であって、その評価結果について、標準項目のうち実施が確認できた項目の割合（小数点以下２位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）が９０％以上であるとき。 ウ　通所介護の事業又は通所リハビリテーションの事業と介護予防通所介護の事業又は介護予防通所リハビリテーションの事業を同一の事業所において一体的に運営している事業所であって、当該事業所が事業所評価加算を算定しているとき。 （５）居宅サービス計画（以下「プラン」という。）作成時点で、次のア又はイに該当するプランを除いて再計算した結果、紹介率最高法人の割合が８０％以下になる場合又は各サービスの１月当たりの平均居宅サービス計画件数が１０件以下である場合 ア　次のサービスについて、それぞれ定める基準のいずれかに該当するプラン （ア）訪問介護 a　通院等乗降介助を行っている事業所が実施地域に５事業所未満である場合において、これらの事業所を位置付けているプラン（通院等乗降介助が必要な者を対象としたものに限る。） b　早朝若しくは夜間又は休日に営業している事業所が実施地域に５事業所未満である場合において、これらの事業所を位置付けているプラン（早朝若しくは夜間又は休日におけるサービスが必要な者を対象としたものに限る。） c　特定事業所加算Ⅰ、Ⅱ若しくはⅢを取得又は取得できる体制にある事業所が実施地域に５事業所未満である場合において、これらの事業所を位置付けているプラン（認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ以上又は要介護４若しくは要介護５である者を対象としたものに限る。） （イ）訪問看護

a　早朝若しくは夜間又は休日に営業している事業所が実施地域に５事業所未満である場合において、これらの事業所を位置付けているプラン（早朝若しくは夜間又は休日におけるサービスが必要な者を対象としたものに限る。）	a　早朝若しくは夜間又は休日に営業している事業所が実施地域に５事業所未満である場合において、これらの事業所を位置付けているプラン（早朝若しくは夜間又は休日におけるサービスが必要な者を対象としたものに限る。）
b　特別管理加算を取得又は取得できる体制にある事業所が実施地域に５事業所未満である場合において、これらの事業所を位置付けているプラン（特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態にある者を対象としたものに限る。）	b　特別管理加算を取得又は取得できる体制にある事業所が実施地域に５事業所未満である場合において、これらの事業所を位置付けているプラン（特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態にある者を対象としたものに限る。）
（ウ）通所介護及び認知症対応型通所介護 早朝若しくは夜間又は休日に営業している事業所が実施地域に５事業所未満である場合において、これらの事業所を位置付けているプラン（早朝若しくは夜間又は休日におけるサービスが必要な者を対象としたものに限る。）	（ウ）通所介護及び認知症対応型通所介護 早朝若しくは夜間又は休日に営業している事業所が実施地域に５事業所未満である場合において、これらの事業所を位置付けているプラン（早朝若しくは夜間又は休日におけるサービスが必要な者を対象としたものに限る。）
（エ）通所リハビリテーション	（エ）通所リハビリテーション
a　早朝若しくは夜間又は休日に営業している事業所が実施地域に５事業所未満である場合において、これらの事業所を位置付けているプラン（早朝若しくは夜間又は休日におけるサービスが必要な者を対象としたものに限る。）	a　早朝若しくは夜間又は休日に営業している事業所が実施地域に５事業所未満である場合において、これらの事業所を位置付けているプラン（早朝若しくは夜間又は休日におけるサービスが必要な者を対象としたものに限る。）
b　重度療養管理加算を位置付けているプラン	b　重度療養管理加算を位置付けているプラン
(オ)短期入所生活介護	(オ)短期入所生活介護
a　医療連携強化加算を取得又は取得できる体制にある事業所が実施地域に５事業所未満である場合において、これらの事業所を位置付けているプラン（厚生労働大臣が定める状態にある者を対象としたものに限る。）	a　医療連携強化加算を取得又は取得できる体制にある事業所が実施地域に５事業所未満である場合において、これらの事業所を位置付けているプラン（厚生労働大臣が定める状態にある者を対象としたものに限る。）
b　認知症行動・心理症状緊急対応加算を位置づけているプラン	b　認知症行動・心理症状緊急対応加算を位置づけているプラン
(カ)短期入所療養介護	(カ)短期入所療養介護
a　認知症行動・心理症状緊急対応加算を位置付けているプラン	a　認知症行動・心理症状緊急対応加算を位置付けているプラン
b　重度療養管理加算を位置付けているプラン	b　重度療養管理加算を位置付けているプラン
（キ）福祉用具貸与 医師等の指示で介護機器の選定を行った者が対象であり、当該介護機器を取り扱っている事業所を位置付けているプラン	（キ）福祉用具貸与 医師等の指示で介護機器の選定を行った者が対象であり、当該介護機器を取り扱っている事業所を位置付けているプラン
（ク）定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(ク)定期巡回・随時対応型訪問介護看護 a　利用者の居住地を通常の実施地域と

	する事業所が５事業所未満である場合において、これらの事業所を位置付けているプラン
特別管理加算を取得又は取得できる体制にある事業所が実施地域に５事業所未満である場合において、これらの事業所を位置付けているプラン（特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態にある者を対象としたものに限る。）	b　特別管理加算を取得又は取得できる体制にある事業所が実施地域に５事業所未満である場合において、これらの事業所を位置付けているプラン（特別な管理を必要とする利用者として厚生労働大臣が定める状態にある者を対象としたものに限る。）
	(ケ)小規模多機能型居宅介護 利用者の居住地を通常の事業の実施地域とする事業所が５事業所未満である場合において、これらの事業所を位置付けているプラン
（ケ）認知症対応型共同生活介護 認知症行動・心理症状緊急対応加算を位置付けているプラン	（コ）認知症対応型共同生活介護 認知症行動・心理症状緊急対応加算を位置付けているプラン
	（サ）看護小規模多機能型居宅介護支援 利用者の居住地を通常の事業の実施地域とする事業所が５事業所未満である場合において、これらの事業所を位置づけているプラン
イ　市町村若しくは地域包括センターから紹介された支援が困難な事例に該当する者又は平成１２年３月３１日以前からの利用者が対象であるプラン	イ　市町村若しくは地域包括センターから紹介された支援が困難な事例に該当する者又は平成１２年３月３１日以前からの利用者が対象であるプラン
２　施行期日等 （１）本基準については、判定期間が平成２７年後期分（平成２７年９月１日から平成２８年２月末日）であるものから適用する。	２　施行期日等 （１）本基準については、判定期間が平成２９年前期分（平成２９年３月１日から同年８月末日）であるものから適用する。
以下略	以下略